

別紙

宗教法人善福寺 夫婦永代供養墓 えんまん（2名版） 使用規則

第1条 〔名称〕

宗教法人善福寺（以下、「当法人」という。）が建立、運営する夫婦永代供養墓の名称はえんまん（以下、「えんまん」という。）と称する。

第2条 〔所在地〕

えんまんは神奈川県南足柄市怒田153番地に位置する。

第3条 〔使用条件〕

1. えんまんの管理責任者は当法人の代表役員とする。
2. えんまんでの祭祀方法は、浄土真宗本願寺派の形式で実施するものとする。
3. えんまんでの供養期間は、最後入者の50回忌までとする。

第4条 〔運営管理〕

1. えんまんの清掃等の日常管理とそれに付随する事務管理に要する費用は、永代供養懇志をもって充てるものとする。
2. 使用者（申込者）がその責に帰すべき事由によりえんまん内の付帯設備等を損傷したときは、自己の責任でこれを速やかに復元するものとする。

第5条 〔埋葬・改葬の手続き〕

えんまんに埋葬又は改葬する場合は、各区市町村の発行する埋（改）葬許可証を添えて、当法人に届け出るものとする。

第6条 〔埋葬・改葬の費用〕

1. 永代供養懇志は金壺百萬元（1,000,000円）とし、契約時に指定された方法で当法人に納入する。
2. 原則埋葬数を超える埋葬は、1名につき懇志 金貳拾萬元（200,000円）を申込時に当法人に納入する。
3. 納入された費用は、いかなる理由があってもこれを返還することはできない。

第7条 〔埋葬・改葬の方法〕

1. えんまんへの埋葬は申込書記載の2名を原則とする。
2. えんまんでは後入者の50回忌まで骨壺を安置し、それ以降は合葬墓に散骨をする。
3. 合葬された場合、当法人は当該使用者（申込者）の夫婦永代供養墓を撤去することができるものとする。
4. 散骨された場合、遺骨を再収集することはできない。

第8条 〔使用権の譲渡等の禁止〕

使用者はえんまん使用権を第三者に譲渡等とはできないものとする。

第9条 〔使用権の取り消し〕

当法人は、使用者（申込者）が次の事項に該当したときは、えんまんの使用許可を取り消すことができるものとする。

- ①当法人より許可を受けた目的以外に使用したとき。
- ②えんまん使用権を第三者に譲渡又は転貸したとき。

第10条 〔不可効力による事故の責任〕

えんまん内で起こる自然災害等の不可抗力による事故、又は第三者によって生じた事故並びに盗難等については、当法人は一切の責任を負わないものとする。

第11条 〔その他〕

この規定に定めるもののほか、必要な事項は当法人が定めるものとする。

平成27年4月1日制定

平成28年3月1日改定

令和2年5月1日改定

浄土真宗本願寺派 善福寺

住職 伊東 昌彦